

新座市告示第347号

指定事業者によって提供されるサービスに要する費用の額（令和3年新座市告示第136号）の一部を次のように改正し、令和4年10月1日から適用する。

令和4年9月30日

新座市長 並 木 傑

指定事業者等によって提供されるサービスに要する費用の額

- 1 指定事業者によって提供されるサービス（介護予防訪問介護相当サービス、訪問型サービスA、介護予防通所介護相当サービス及び通所型サービスAをいう。）及び地域包括支援センターによって提供される介護予防ケアマネジメントに要する費用の額は、次項に規定する1単位の単価に、それぞれ別表第1から別表第3までに定める単位数を乗じて算定するものとする。
- 2 1単位の単価は、10円に次の各号に掲げるサービスの区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
  - (1) 介護予防訪問介護相当サービス 1000分の1070
  - (2) 訪問型サービスA 1000分の1070
  - (3) 介護予防通所介護相当サービス 1000分の1045
  - (4) 通所型サービスA 1000分の1045
  - (5) 介護予防ケアマネジメント 1000分の1070
- 3 前2項の規定により算定した指定事業者によって提供されるサービスの費用の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てるものとする。
- 4 第1項に規定する費用の算定に当たっては、以下に掲げる他は、平成30年度介護報酬改定前の指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第129号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）に準じるものとする。

別表第1

- 1 介護予防訪問介護相当サービス費

- (1) 訪問型サービス費Ⅰ 1, 176 単位  
(事業対象者・要支援1・2 1月につき・週1回程度の訪問)
- (2) 訪問型サービス費Ⅱ 2, 349 単位  
(事業対象者・要支援1・2 1月につき・週2回程度の訪問)
- (3) 訪問型サービス費Ⅲ 3, 727 単位  
(事業対象者・要支援2 1月につき・週2回を超える程度の訪問)

2 初回加算 200 単位 (1月につき)

3 生活機能向上連携加算

- (1) 生活機能向上連携加算Ⅰ 100 単位 (1月につき)
- (2) 生活機能向上連携加算Ⅱ 200 単位 (1月につき)

4 介護職員処遇改善加算

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ + 所定単位数  $\times 137 / 1000$
- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ + 所定単位数  $\times 100 / 1000$
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ + 所定単位数  $\times 55 / 1000$

5 介護職員等特定処遇改善加算

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ + 所定単位数  $\times 63 / 1000$
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ + 所定単位数  $\times 42 / 1000$

6 介護職員等ベースアップ等支援加算 + 所定単位数  $\times 24 / 1000$

注1 生活援助従事者研修の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において1から5を算定しない。

注2 3の算定要件等については、令和3年度介護報酬改定後の訪問介護における生活機能向上連携加算に準じる。

注3 1について、事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービス提供を行う場合は、所定単位数に  $90 / 100$  を乗じる。また、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入する。なお、建物の範囲については、令和3年度介護報酬改定後の訪問介護における取扱いに準じる。

注4 1について、特別地域加算を算定する場合は、所定単位数に  $15 / 100$  を乗じた単位を足す。

注5 1について、中山間地域等における小規模事業所加算を算定する場合は、所定単位数に  $10 / 100$  を乗じた単位を足す。

注6 1について、中山間地域に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、所定単位数に  $5 / 100$  を乗じた単位を足す。

注7 4から6について、所定単位数は1から3までにより算定した単位数の合

計。

注8 特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

#### 1 訪問型サービスA費

(1) 訪問型サービス費Ⅰa 794単位

(事業対象者・要支援1・2 1月につき・週1回程度の訪問で所要時間20分以上45分未満である場合)

(2) 訪問型サービス費Ⅰb 977単位

(事業対象者・要支援1・2 1月につき・週1回程度の訪問で所要時間45分以上である場合)

(3) 訪問型サービス費Ⅱa 1,588単位

(事業対象者・要支援1・2 1月につき・週2回程度の訪問で所要時間20分以上45分未満である場合)

(4) 訪問型サービス費Ⅱb 1,953単位

(事業対象者・要支援1・2 1月につき・週2回程度の訪問で所要時間45分以上である場合)

2 初回加算 200単位(1月につき)

3 生活機能向上連携加算

(1) 生活機能向上連携加算Ⅰ 100単位(1月につき)

(2) 生活機能向上連携加算Ⅱ 200単位(1月につき)

注1 生活援助従事者研修の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において1から3を算定しない。

注2 3の算定要件等については、令和3年度介護報酬改定後の訪問介護における生活機能向上連携加算に準じる。

注3 1について、事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービス提供を行う場合は、所定単位数に90/100を乗じる。また、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入する。なお、建物の範囲については、令和3年度介護報酬改定後の訪問介護における取扱いに準じる。

注4 1について、特別地域加算を算定する場合は、所定単位数に15/100を乗じた単位を足す。

注5 1について、中山間地域等における小規模事業所加算を算定する場合は、

所定単位数に10/100を乗じた単位を足す。

注6 1について、中山間地域に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、所定単位数に5/100を乗じた単位を足す。

注7 特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算及び中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

注8 従事者のうち、市が定める研修を修了した者が指定訪問型サービスAを行う場合は、当該事業者において最低2回以上の同行訪問を行うこと。

## 別表第2

### 1 介護予防通所介護相当サービス費

(1) 通所型サービス費Ⅰ 1,672単位

(事業対象者・要支援1 1月につき)

(2) 通所型サービス費Ⅱ 1,714単位

(事業対象者・要支援2、かつ、週1回程度の通い 1月につき)

(3) 通所型サービス費Ⅲ 3,428単位

(事業対象者・要支援2、かつ、週2回を超える程度の通い 1月につき)

2 生活機能向上グループ活動加算 100単位(1月につき)

3 運動器機能向上加算 225単位(1月につき)

4 栄養アセスメント加算 50単位(1月につき)

5 栄養改善加算 200単位(1月につき)

6 口腔機能向上加算

(1) 口腔機能向上加算Ⅰ 150単位(1月につき)

(2) 口腔機能向上加算Ⅱ 160単位(1月につき)

7 選択的サービス複数実施加算

(1) 選択的サービス複数実施加算Ⅰ

ア 運動器機能向上及び栄養改善 480単位(1月につき)

イ 運動器機能向上及び口腔機能向上 480単位(1月につき)

ウ 栄養改善及び口腔機能向上 480単位(1月につき)

(2) 選択的サービス複数実施加算Ⅱ

運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 700単位(1月につき)

8 事業所評価加算 120単位(1月につき)

9 サービス提供体制強化加算

(1) サービス提供体制強化加算Ⅰ

事業対象者・要支援1 88単位(1月につき)

事業対象者・要支援2 [週1回程度必要] 88単位 (1月につき)

事業対象者・要支援2 [週1回程度を超える利用が必要] 176単位  
(1月につき)

(2) サービス提供体制強化加算Ⅱ

事業対象者・要支援1 72単位 (1月につき)

事業対象者・要支援2 [週1回程度必要] 72単位 (1月につき)

事業対象者・要支援2 [週1回程度を超える利用が必要] 144単位  
(1月につき)

(3) サービス提供体制強化加算Ⅲ

事業対象者・要支援1 24単位 (1月につき)

事業対象者・要支援2 [週1回程度必要] 24単位 (1月につき)

事業対象者・要支援2 [週1回程度を超える利用が必要] 48単位  
(1月につき)

10 生活機能向上連携加算

(1) 生活機能向上連携加算Ⅰ 100単位 (1月につき)

(2) 生活機能向上連携加算Ⅱ 200単位 (1月につき)

※ (1)は3月に1回を限度とする。また、運動器機能向上加算を算定している  
場合には、(1)は算定せず、(2)は1月につき100単位を足す。

11 口腔・栄養スクリーニング加算

(1) 口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ 20単位 (1回につき)

(2) 口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ 5単位 (1回につき)

※ 6月に1回を限度とする

12 科学的介護推進体制加算 40単位 (1月につき)

13 介護職員処遇改善加算

(1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ +所定単位数×59/1000

(2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ +所定単位数×43/1000

(3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ +所定単位数×23/1000

14 介護職員等特定処遇改善加算

(1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ +所定単位数×12/1000

(2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ +所定単位数×10/1000

15 介護職員等ベースアップ等支援加算 +所定単位数×11/1000

注1 1について、利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に70/100を乗じる。

注2 1について、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数

に70/100を乗じる。

注3 1について、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、所定単位数に5/100を乗じた単位を足す。

注4 1について、若年性認知症利用者受入加算を算定する場合は、所定単位数に1月につき240単位を足す。

注5 1について、事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合は、それぞれ以下のとおり減算する。

(1)及び(2) 376単位

(3) 752単位

注6 2、3における機能訓練指導員については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師、きゅう師を対象に含むものとする。

注7 4の算定要件等については、令和3年度介護報酬改定後の通所介護における栄養アセスメント加算の取扱いに準じる。

注8 5の算定要件等については、令和3年度介護報酬改定後の通所介護における栄養改善加算の取扱いに準じる。

注9 10の算定要件等については、令和3年度介護報酬改定後の通所介護における生活機能向上連携加算の取扱いに準じる。

注10 11の算定要件等については、令和3年度介護報酬改定後の通所介護における口腔・栄養スクリーニング加算の取扱いに準じる。

注11 12の算定要件等については、令和3年度介護報酬改定後の通所介護における科学的介護推進体制加算の取扱いに準じる。

注12 13から15について、所定単位は1から12までによる算定した単位数の合計。

注13 事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

#### 1 通所型サービスA費（1月につき）

(1) 通所型サービス費I a 1, 394単位

（事業対象者・要支援1 1月につき）

(2) 通所型サービス費II a 1, 423単位

(事業対象者・要支援2、かつ、週1回程度の通い 1月につき)

(3) 通所型サービス費Ⅱb 2, 845単位

(事業対象者・要支援2、かつ、週2回を超える程度の通い 1月につき)

2 生活機能向上グループ活動加算 100単位(1月につき)

3 運動器機能向上加算 225単位(1月につき)

4 栄養アセスメント加算 50単位(1月につき)

5 栄養改善加算 200単位(1月につき)

6 口腔機能向上加算

(1) 口腔機能向上加算Ⅰ 150単位(1月につき)

(2) 口腔機能向上加算Ⅱ 160単位(1月につき)

7 選択的サービス複数実施加算

(1) 選択的サービス複数実施加算Ⅰ

ア 運動器機能向上及び栄養改善 480単位(1月につき)

イ 運動器機能向上及び口腔機能向上 480単位(1月につき)

ウ 栄養改善及び口腔機能向上 480単位(1月につき)

(2) 選択的サービス複数実施加算Ⅱ

運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 700単位(1月につき)

8 事業所評価加算 120単位(1月につき)

9 サービス提供体制強化加算

(1) サービス提供体制強化加算Ⅰ

事業対象者・要支援1 88単位(1月につき)

事業対象者・要支援2 [週1回程度必要] 88単位(1月につき)

事業対象者・要支援2 [週1回程度を超える利用が必要] 176単位

(1月につき)

(2) サービス提供体制強化加算Ⅱ

事業対象者・要支援1 72単位(1月につき)

事業対象者・要支援2 [週1回程度必要] 72単位(1月につき)

事業対象者・要支援2 [週1回程度を超える利用が必要] 144単位

(1月につき)

(3) サービス提供体制強化加算Ⅲ

事業対象者・要支援1 24単位(1月につき)

事業対象者・要支援2 [週1回程度必要] 24単位(1月につき)

事業対象者・要支援2 [週1回程度を超える利用が必要] 48単位

(1月につき)

10 生活機能向上連携加算

(1) 生活機能向上連携加算Ⅰ 100単位(1月につき)

(2) 生活機能向上連携加算Ⅱ 200単位(1月につき)

※ (1)は3月に1回を限度とする。また、運動器機能向上加算を算定している場合には、(1)は算定せず、(2)は1月につき100単位を足す。

11 口腔・栄養スクリーニング加算

(1) 口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ 20単位(1回につき)

(2) 口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ 5単位(1回につき)

※ 6月に1回を限度とする。

12 科学的介護推進体制加算 40単位(1月につき)

注1 1について、利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に70/100を乗じる。

注2 1について、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に70/100を乗じる。

注3 1について、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、所定単位数に5/100を乗じた単位を足す。

注4 1について、若年性認知症利用者受入加算を算定する場合は、所定単位数に1月につき240単位を足す。

注5 1について、事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合は、それぞれ以下のとおり減算する。

(1)及び(2) 376単位

(3) 752単位

注6 2、3における機能訓練指導員については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師、きゅう師を対象に含むものとする。

注7 4の算定要件等については、令和3年度介護報酬改定後の通所介護における栄養アセスメント加算の取扱いに準じる。

注8 5の算定要件等については、令和3年度介護報酬改定後の通所介護における栄養改善加算の取扱いに準じる。

注9 10の算定要件等については、令和3年度介護報酬改定後の通所介護における生活機能向上連携加算の取扱いに準じる。

注10 11の算定要件等については、令和3年度介護報酬改定後の通所介護における口腔・栄養スクリーニング加算の取扱いに準じる。



注11 12の算定要件等については、令和3年度介護報酬改定後の通所介護における科学的介護推進体制加算の取扱いに準じる。

注12 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及びサービス提供体制強化加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

別表第3

- 1 介護予防ケアマネジメントA費 438単位（1月につき）
- 2 初回加算 300単位（1月につき）
- 3 委託連携加算 300単位